

令和2年度 南大隅町議会定例会1月第2会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和2年 4月 2日  
 招集の場所 南大隅町議会議事堂  
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和 3年 1月 18日 午前 9時 20分

応召議員 全 員  
 不応召議員 な し  
 出席議員

欠 番	欠 番	10番 大久保 孝 司 君
2番 松 元 勇 治 君	7番 日 高 孝 壽 君	11番 木佐貫 徳 和 君
3番 津 崎 淳 子 君	8番 大 坪 満寿子 君	12番 浪 瀬 敦 郎 君
5番 後 藤 道 子 君	欠 番	13番 大 村 明 雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(12番) 浪瀬 敦郎 君 (2番) 松元 勇治 君

職務のための出席者：(議会事務局長) 下園 敬二 君 (書記) 立神 久仁子 君  
 (書記) 土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 俊 彦 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
副 町 長	白 川 順 二 君	教 育 振 興 課 長	上 大 川 秋 広 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	税 務 課 長	川 元 俊 朗 君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	建 設 課 長	増 田 恭 一 君
支 所 長	川 越 貢 君	町 民 保 健 課 長	黒 木 秀 君
会 計 管 理 者	打 越 昌 子 君	総 務 課 課 長 補 佐	中 之 浦 伸 一 君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総 務 課 課 長 補 佐	佐 藤 ひ と み 君
商 工 観 光 課 長	愛 甲 真 一 君	総 務 課 主 幹	古 殿 裕 一 郎 君
介 護 福 祉 課 長	黒 江 鳴 美 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり  
 会 議 に 付 し た 事 件 : 議事日程のとおり  
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和 3年 1月 18日 午前 9時 35分

## 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

( 議案上程・説明・質疑・討論・採決 )

日程第 3 議案第 4 2 号 工作物収去土地明渡請求訴訟上の和解について議決を  
求める件

日程第 4 議案第 4 3 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算 ( 第 9 号 ) に  
ついて

日程第 5 議案第 4 4 号 X 線骨密度測定装置購入契約の締結について議決を  
求める件

## ▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度南大隅町議会定例会1月第2会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

## ▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、浪瀬敦郎君及び松元勇治君を指名します。

## ▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。  
1月第2会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。  
したがって、1月第2会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

## ▼ 日程第3 議案第42号 工作物収去土地明渡請求訴訟上の和解について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第42号 工作物収去土地明渡請求訴訟上の和解について議決を求める件を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第42号は、工作物収去土地明渡請求訴訟上の和解について議決を求める件につ

いてであります。

本件は、鹿児島地方裁判所鹿屋支部に係属中の四谷浄水場送水管に係る土地明渡請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、事件名は、鹿児島地方裁判所鹿屋支部令和2年（ワ）第8号工作物収去土地明渡請求事件

2、和解の当事者は、

(1) 原告 現住所 鹿児島県鹿児島市大竜町4番29号  
旧住所 鹿児島県鹿児島市池之上町1番25号セジュール池之上103号  
アトライテック・パワー株式会社  
代表取締役 山之口篤夫

(2) 被告 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地  
南大隅町

3、和解内容は、

(1) 原告は、被告に対し、本件土地（所在 肝属郡南大隅町佐多郡字船野 地番2421番2、地目 山林、地積 15,715平方メートル）及び、原告代表取締役の父が生前に記念樹として植えたイヌマキを除いた本件土地上の立木全てを代金3,200万円で売渡し、被告はこれを買受け、原告は被告に対し本件土地につき所有権移転登記手続をし、これらを被告に対し引き渡す。

(2) 和解成立後は、原告は被告に一切の請求をしない。

4、和解理由は、本事件については、鹿児島地方裁判所鹿屋支部から職権による和解勧告がなされたことにより和解しようとするものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第42号 工作物収去土地明渡請求訴訟上の和解について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 工作物収去土地明渡請求訴訟上の和解について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

#### ▼ 日程第4 議案第43号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）について

#### 議長（大村明雄君）

日程第4 議案第43号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

#### 町長（森田俊彦君）

議案第43号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千2百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1千2百49万5千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に工作物収去土地明渡請求訴訟上の和解に係る経費の計上を行い、歳入予算では所要の財源として、地方交付税を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

#### 総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第43号 一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。まず1ページでございます。

議案第43号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度南大隅町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千2百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1千2百49万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いします。

歳入でございますが、11款 地方交付税に今回補正の財源として3千2百万円を計上しております。

次に歳出でございますが、7ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、12目 諸費に工作物収去土地明渡請求訴訟における和解に係る土地購入費として、16節 公有財産購入費3千2百万円を計上しております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

#### 議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

#### 議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

## ▼ 日程第5 議案第44号 X線骨密度測定装置購入契約の締結について

### 議長（大村明雄君）

日程第5 議案第44号 X線骨密度測定装置購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[ 町長 森田 俊彦 君 登壇 ]

### 町長（森田俊彦君）

議案第44号は、X線骨密度測定装置購入契約の締結について議決を求める件についてであります。

本件は、X線骨密度測定装置購入契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的は、X線骨密度測定装置購入
- 2、契約の方法は、指名競争入札
- 3、契約金額は、6百24万8千円
- 4、契約の相手方は、鹿屋市大浦町11399-2

株式会社キシヤ 鹿屋営業所  
所長 宮内 誠でございます。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

### 議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

### 10番（大久保孝司君）

この入札に関して異議は申しませんが、しかし、この事業は診療所事業特別会計において、診療所の事業として当初の案件として上がっていることですね。

本年度、佐多診療所にX線骨密度測定装置を整備し、更なる医療機器の充実と住民サービスに努めるということで当初予算に計上をされました。

今、もう2ヶ月余りしかない令和2年度がこのような状況になった経緯をまず示してください。

### 町長（森田俊彦君）

支所長に答弁させます。

### 支所長（川越貢君）

入札について今の時期になった理由なんですけれども、県からの補助金の流れにつきまして、スケジュールが来ておりました10月から11月にかけて国の内示を踏まえて各補助事業者へ内示するということが来ております。

県の方にも何回か問合せで、早く出来ないのか聞いたんですけども、国の方からまだ内示が来ていないので出来ないということで、今の時期になっております。以上です。

**議長（大村明雄君）**

よろしいでしょうか。

**10番（大久保孝司君）**

この事業を国の方のコロナ対策事業の方に組み替えるということは、この事業は出来なかったんですか。

**町長（森田俊彦君）**

総務課長から答弁させます。

**総務課長（相羽康德君）**

確かにそういう選択肢もあったのかなというふうに考えております。

今回の新型コロナウイルスの特別交付金につきましては、その枠も限られていたことから、それに当てはまる事業を優先して行ってきたことから、この診療所のX線の骨密度測定装置については補助金の方を活用したところでございます。

**議長（大村明雄君）**

よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし。」という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

**議長（大村明雄君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 X線骨密度測定装置購入契約の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 X線骨密度測定装置購入契約の締結について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

令和2年度南大隅町議会定例会1月第2会議を散会します。

散 会 : 令和3年 1月 18日 午前 9時35分